

## 鳥取県告示第60号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成23年2月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
千代川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案及び変更計画図の案
- 2 縦覧に供する期間  
平成23年2月8日から30日間
- 3 縦覧に供する場所  
鳥取県農林水産部森林・林業総室、東部総合事務所農林局及び八頭総合事務所農林局  
(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)